

令和 7 年度決算に基づく
健全化判断比率等に係る審査意見書

山 口 県 監 査 委 員

令 8 山 監 査 第 107 号
令和 8 年(2026 年) 9 月 4 日

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	江 本 郁 夫
同	猶 野 克
同	古 林 照 己
同	正 司 尚 義

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等に係る
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度の決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された公営企業の令和 7 年度の決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その審査をしたので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率審査の対象は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類である。

対象会計：

一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、収入証紙特別会計、土地取得事業特別会計、公債管理特別会計、地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計、就農支援資金特別会計、当せん金付証票発売事業特別会計、国民健康保険特別会計、工業用水道事業会計、電気事業会計、流域下水道事業会計、港湾整備事業特別会計、下関漁港地方卸売市場特別会計、産業団地整備事業特別会計

対象設立法人等：

公立大学法人山口県立大学、地方独立行政法人山口県産業技術センター、地方独立行政法人山口県立病院機構、公益財団法人やまぐち農林振興公社、山口県信用保証協会、制度融資等

2 審査の方法

審査に当たっては、山口県監査委員監査基準に準拠し、法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となった書類が適正に作成されているかに主眼を置き、参考書類と照査するとともに、関係者の説明を聴取して慎重に審査した。

第2 審査の結果及び意見

審査に付された下記の健全化判断比率については、法令等に照らし算出過程に誤りがないことを確認し、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (3.75)	－ (8.75)	9.4 (25.0)	154.9 (400.0)

(注) 1 実質収支及び連結実質収支はそれぞれ黒字となっており、赤字額は生じていないので、比率を「－」と記載した。

2 ()内は、早期健全化基準である。

早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた基準。

令和7年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

公営企業の令和7年度決算に基づく資金不足比率審査の対象は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類である。

対象公営企業会計：

[法適用]

工業用水道事業会計、電気事業会計、流域下水道事業会計

[法非適用]

港湾整備事業特別会計、下関漁港地方卸売市場特別会計、産業団地整備事業特別会計

2 審査の方法

審査に当たっては、山口県監査委員監査基準に準拠し、法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となった書類が適正に作成されているかに主眼を置き、参考書類と照査するとともに、関係者の説明を聴取して慎重に審査した。

第2 審査の結果及び意見

審査に付された下記の資金不足比率については、法令等に照らし算出過程に誤りがないことを確認し、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

各公営企業の令和7年度決算において、いずれも資金不足は生じていない。

記

(単位：％)

区 分	資金不足比率
工業用水道事業会計	—
電気事業会計	—
流域下水道事業会計	—
港湾整備事業特別会計	—
下関漁港地方卸売市場特別会計	—
産業団地整備事業特別会計	—

(注) 1 資金不足は生じていないので、比率を「—」と記載した。

2 経営健全化基準は、20.0％である。

経営健全化基準とは、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた基準。